

II カンボジア現地セミナー報告

カンボジアの法曹養成に向けて —民事模擬裁判—

国際協力部教官 柴田 紀子

1 はじめに

これまで ICD NEWS においても度々紹介しているように、日本は、カンボジアからの支援要請を受け、JICA（国際協力機構）による支援の枠組みで、民法及び民事訴訟法草案の起草を中心とした法整備支援プロジェクトを実施し、既に完成した両草案は現在カンボジア国内で審議中である¹。

加えて、カンボジアに上記草案に基づいた民事裁判制度が確立するには、カンボジアの実務法曹が同草案を理解し、運用する能力を身に付けなければならない。しかし、長年にわたる国内の混乱により、現在のカンボジア法曹の大半は十分な法学教育を受けずに法曹として任命されて活動している上、その数も決して十分ではない。このような状況を改善するため、カンボジアにおいては、2002年に裁判官及び検察官の新規教育及び継続教育を担う機関として王立司法官職養成校（以下、「養成校」という）が設立され、今後は同校を卒業した者のみが裁判官又は検察官に任命されることとされた。養成校は1年間余りの準備期間を経て2003年11月に開校し、入学試験に合格した第一期生55名に対する法曹教育を開始した。そして、日本は、この養成校に対する支援を開始し、2004年1月末から、三澤あずみ国際協力部教官が JICA 短期専門家としてカンボジアに赴き、同校の実態を調査するなど²、その後、2004年11月末からは、関根澄子国際協力部教官及び三澤教官が相前後して JICA 短期専門家としてカンボジアに赴き、養成校教官で構成されるワーキンググループを結成し、上記ワーキンググループとともに民事裁判教材の作成に着手するなどした。なお、2005年1月、裁判所書記官養成校及び王立司法学院が設立され、養成校は裁判所書記官養成校とともに、王立司法学院の下位機関と位置づけられることとなり、同年6月、王立司法学院長として、テップ・ダロン氏が任命された。

¹ 日本のカンボジアに対する民法・民事訴訟法起草支援については、本誌2号1頁～“特集「カンボジア民事訴訟法起草支援」”，同7号17頁～“特集「カンボジア民法・民事訴訟法起草支援」”，同11号4頁～“特集「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって」”「カンボジア王国民法典草案」”，同12号5頁～“特集「カンボジア王国民事訴訟法典草案」”において紹介されている。

² 養成校に対する支援の経緯や実態調査の内容については、本誌18号1頁～“国際研修「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」”において紹介されている。

また、日本国内においても、2005年5月に、司法研修所教官・裁判官・弁護士などによって構成されるカンボジア法曹養成共同研究会を結成し、日本国内から養成校を支援する体制も整えた。

このように、養成校を支援する体制が整いつつある中、2005年6月20日から同月29日までの間、プノンペン所在の養成校において、民事模擬裁判を中心とする現地セミナーを開催した。本稿では、この現地セミナーを開催した目的、活動内容及び成果等について、紹介したい。

2 現地セミナーの開催の目的

現地セミナーでは、養成校の研修生及び教官がカンボジア民事訴訟法草案にのっとり民事裁判の流れを模擬体験することにより民事裁判の流れを理解することを、第一の目的とした。

養成校においては、研修期間は2年間とされ、前期研修(8ヶ月)・実務研修(12ヶ月)・後期研修(4ヶ月)に分けられている。前期研修では、プノンペン所在の養成校において、講義を中心とした合同研修が実施され、実務研修では、地方の裁判所に配属されて実務的な指導を受け、後期研修では、再度、養成校に集合し、任官に向けた講義や試験が実施される。模擬裁判当時(2005年6月)、2003年11月に入学した第一期生たちは、実務研修を間もなく終えようとしており、後期研修を経た数ヶ月後には、裁判官あるいは検察官として³、現実に法を適用することが予定されていた上、そのころには、日本が起草を支援した民法・民事訴訟法が成立し、新法に基づいた民事訴訟が始まることが想定された。そこで、第一期生に、両草案に基づいた民事訴訟の流れを模擬体験させることを、第一の目的としたのである。

第二には、養成校の教官たちに、模擬裁判という手法による指導方法を学んでもらうとともに、新しい民事訴訟の流れを体験してもらうことも目的とした。先にも述べたように、カンボジアにおいては、長年にわたる国内の混乱により、裁判官との兼任である養成校教官においても、自らは十分な法曹教育を受けていないため、研修生に対する指導方法を十分に有していない上、民法・民事訴訟法両草案に対する知識・理解も必ずしも十分とは言えなかったからである。

なお、カンボジアの法曹養成は、裁判官・検察官の養成機関(養成校)と、弁護士の養成機関(弁護士養成校)に二分されているところ、当初、この現地セミナーは、裁判官・検察

³ 日本では、人事訴訟手続に限り検察官の立会いが認められており、通常の民事訴訟に検察官が関与することはない。しかし、カンボジアの現行民事実務においては、通常の民事訴訟においても、検察官が口頭弁論に立ち会うこととされている。カンボジア民事訴訟法草案第6条第1項は「裁判所は、公益上必要があると認めるときは、検察官に訴状が受理されたことを通知しなければならない。」と規定し、同条第2項は「検察官は、第1項の通知がない場合においても、公益上必要があると認めるときは、民事訴訟の手続に立ち会い、意見を述べることができる。」と規定している。

官の養成機関である養成校に対する支援の一環として実施しようとしたものであった。しかし、弁護士養成校⁴においても、抱える問題は同様であったため、弁護士養成校からも研修生を参加させるとともに、弁護士養成校教官にも指導を担当してもらうなどして、弁護士養成校の研修生・教官らにも民事模擬裁判を体験してもらうことが、カンボジアの法曹養成にとっては意義あることと考えたため、弁護士養成校の研修生や教官にも参加してもらうこととなった。そして、日本からも、弁護士養成校に対する支援をしている日本弁護士連合会から、木内秀行弁護士を派遣していただいた。また、研修生や教官の民法・民事訴訟法両草案の理解を深めるという観点から、法整備支援プロジェクトの神木篤、坂野一生両専門家に全日程参加していただき、日本の法曹養成に関する知見のみならず、民法・民事訴訟法両草案の起草支援に携わる立場から、有益な指導・助言をいただいた（参加者については、資料1参照）。

3 模擬裁判教材

研修生には、模擬裁判教材として、弁論準備手続調書、訴状、答弁書、準備書面、書証目録、証人等目録、書証、証拠申出書（原告・被告の本人尋問の申出）、訴訟委任状、送達報告書を配布した。そして、模擬裁判は、弁論準備手続を経た第1回口頭弁論から開始することとした⁵。

～模擬裁判教材の事案概要～

事案は、1500ドルの消費貸借契約に基づく貸金返還請求事件である。被告は請求原因事実を全面的に否認し、消費貸借契約の締結やこれに基づく金銭授受を直接裏付ける書証や目撃者等の証人は存在しない。

本件における重要な書証として、被告が作成した、「原告から借りた」「返す」などと書

⁴ カンボジアにおける法曹教育は、旧宗主国であるフランスの影響を受け、裁判官・検察官に対する教育を担う王立司法官職養成校、弁護士に対する教育を担う弁護士養成校に二分されている。カンボジアにおいては、1995年に弁護士法が制定され、2000年度からカンボジア王国弁護士会支援プロジェクトが開始され、矢吹公敏弁護士（日本弁護士連合会国際室長）を中心として、日本弁護士連合会がカンボジア王国弁護士会をカウンターパートとし、弁護士教育と法律扶助制度の確立に向けた支援を開始し、2002年7月に弁護士養成校が開講した。日本弁護士連合会によるカンボジア王国弁護士会支援については、本誌5号4頁～“特集「日本弁護士連合会の法整備支援活動」”において紹介されている。

⁵ カンボジア民事訴訟法草案では、口頭弁論の前に弁論準備手続を開き、そこで争点整理等を行うこととされている。なお、同草案第80条第1項「訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。」、同草案第103条「弁論準備手続においては、裁判所は、当事者の主張を整理し、事件の争点を明らかにし、かつ、争点に関する証拠を整理して、口頭弁論における集中的な審理が可能になるように努めなければならない。」参照。

かれた借用証（XE1）が存在するが、この借用証には金額の記載がない上、その作成日は貸付日ではなく、原告主張の当初の返済期日となっている。被告は、この借用証を作成したことは認めているが、その作成経緯については原告と全く異なる主張をしている。

また、原告の預金通帳（XE2）から、原告が、その主張する貸付日に、銀行において、1400ドルの定期預金を解約するとともに、100ドルの普通預金を引き出した事実が認められる。一方、被告の預金通帳（YE6）から、原告主張の貸付日に、被告が別の銀行から合計300ドルを複数箇所に送金していることが認められる。また、原告の口座のある銀行に、同日、被告が原告と共に赴いた事実及びその後被告の口座のある銀行に原告がついて行ったことについては争いがないが、それぞれの銀行に同行した経緯ないし理由については争いがある。

～模擬裁判教材作成～

カンボジアの研修生たちのために模擬裁判を行う以上、カンボジアで起きた事件を基に、模擬裁判教材を作成するのが望ましいことは言うまでもない。日本側の支援組織であるカンボジア法曹養成共同研究会からも、事実認定を問題にする以上、カンボジアの実情に応じた事例に基づいた教材を作成する必要がある旨の指摘を受けていた。

しかし、当時、民法・民事訴訟法はいずれも草案段階であり、これらの法律にのっとった実際の裁判の記録は存在しない上、裁判実務と兼任である養成校教官らには、新法に基づいた教材を作成する技術・能力・時間がなかった。また、前述のように、日本側の支援体制もようやく活動を始めたばかりであり、日本側においても、カンボジアの慣習・文化・実情に即した教材を新たに作成する時間的余裕はなかった。

そこで、日本の司法協会発行の事実認定教材をクメール語訳し、カンボジアの慣習・文化・実情に即し、かつ、民事訴訟法草案に則した形で修正⁶して使用することとした。しかし、以下に述べるように、現地セミナーを通じて、やはり、カンボジアの慣習・文化・実情に即した教材作りの必要性を痛感することとなった。

～「ATM」で知った事実認定の意味～

現在の日本では、ATMなど珍しいものでないことは言うまでもない。コンビニエンスストアなどに設置されたATMを利用すれば、24時間、預金や引き出し、振込み、キャッシングまでできる。

模擬裁判教材の元となった事実認定教材においても、ATMによる振込みが、事実認定

⁶ 例えば、前述のように、カンボジア民事訴訟法草案においては、弁論準備手続が口頭弁論手続に前置されている上、弁論準備手続においてまず和解を試みなければならないと規定している（同草案第104条「弁論準備手続においては、裁判所は、相当でないとする場合を除き、まず和解を試みなければならない。」参照）。

上、一つのポイントとなっていた。というのも、原告が1500ドルを引き出した直後に、被告が銀行のATMを利用して複数箇所に300ドルの振込みを行っている上、その相手方が貸金業者などであったからである。

しかし、カンボジアでは、「ATM」は普及していなかった。カンボジアにももちろんATMは存在するが、それが一般的に利用されているものではなかったのである。先進国である日本に住み慣れていた私たちにとって、市場経済が発達していないカンボジアの現状は、頭では理解することができていても、今ひとつ現実味に欠けていた。

ATMによる振込みは重要な事実であったため、苦肉の策として、研修生たちに「ATMの仕組み」を説明した上で、強引に進めることも検討したが、仮に研修生たちが説明を受けて「ATMの仕組み」を理解してくれたとしても、それによって研修生たちが事実認定を学習することができるとは到底思えなかった。そこで、結局、被告が銀行で送金したという設定に変えることとし、その結果、被告の言動の不自然さが色薄くなることもやむを得ないという結論に至った。

そのほかにも、例えば、「自動車を所有する」という日本人からすれば一見些細とも思われる小さな事実が、カンボジアでは、裕福であることを推認させる可能性があったり、日本では安定した職業であると言える郵便局員という原告の職業が、公務員の給料が低いカンボジアでは安定した職業とは言えなかったりするなど、人・場所・時代が異なれば、同じ事実の持つ意味も大きく異なることを、身をもって体験することとなった。そして、まさにそれが「事実認定」であるということを、改めて勉強させられることとなった。

4 現地セミナーの構成

現地セミナーは、民事模擬裁判を中心とした、休日2日を挟んだ合計10日間に及ぶ長丁場のセミナーだった（日程の詳細については、資料2を参照）。日本の司法研修所であれば、講評等を含めても4日程度であると聞いているから、休日2日を挟んで合計10日間を費やすというのは、奇異に映るかもしれない。

しかし、研修生らが両草案を十分理解していなかったこと⁷、これまで養成校において民事模擬裁判を実施したことがないことなどを考慮し、民事模擬裁判を実施するまでに研修生に対して事前に情報を提供したり、研修生らの理解度を段階ごとに確認する必要があることがあった。

⁷ 養成校第一期前期研修においては、当時民法・民事訴訟法起草プロジェクトのJICA長期専門家としてカンボジアに派遣されていた安田佳子弁護士や、養成校の実態調査のためにJICA短期専門家として派遣されていた三澤教官、ペン・ピッサリー養成校教官らにより、数回にわたり、両草案に関する講義は試みられていたが、時間の制約があった上、研修生はその後の実務研修においては現行の実務下における研修を受けていたことから、研修生らが両草案を理解していることを期待することは到底できなかった。

そのため、現地セミナーは、

—講義（合計1日間）

—模擬裁判教材の検討・争点整理（合計2日間）

① グループ・ディスカッションにより争点を検討の上、レポート作成

② 研修生による上記レポート発表

③ 講評

—民事模擬裁判（合計5日間）

という構成で実施することとした。

「講義」は、研修生らに対して、民事訴訟法草案下における訴訟手続などに関する基本的な知識を確認する目的で実施した。

「模擬裁判教材の検討・争点整理」は、交互尋問に備えて、研修生らの理解度を確認し、研修生に対して最低限交互尋問を実施するために必要な情報を共有させるために実施した。まず、研修生らに争点を整理させてこれをレポートとして提出させ、日本人側専門家がこれに対して講評をする場を設けた。

民事模擬裁判においては、証人調べは、原告・被告の本人尋問のみを交互尋問方式で実施することとし、交互尋問後には、交互尋問の方法や内容について、日本人専門家からの講評の機会を設けた⁸。その後、最終弁論・判決書を起案させ、弁論・言渡しの後に、再度、日本人専門家からの講評の機会を設けた。

～グループ・ディスカッションの活用～

また、模擬裁判教材の検討・争点整理、尋問事項検討、判決書・最終準備書面起案等いずれの活動も、研修生らをグループ分けして、研修生らに議論させながら一つのレポートあるいは起案をさせることとし、各グループにカンボジア教官及び日本人専門家を複数割り当て、研修生らからの質問に対して答えたり、研修生らの議論が本質から外れていけば軌道修正をすることとした。先にも述べたように、今回、カンボジア教官たちに研修生を指導する方法を学んでもらうことも目的として考えていたことから、日本人専門家は、カンボジア教官にアドバイスをし、カンボジア教官が研修生を指導するように働きかけるように努めることとした。

⁸ カンボジア民事訴訟法草案138条は、尋問の方式につき、最初に裁判長が質問し、その後人証申請者、相手方の順に質問するのを原則としており、裁判所は適当と認める場合にその順序を変更することができるとしている。しかし、今回の模擬裁判では、カンボジア側の教官・研修生に当事者主義のイメージを持ってもらうために、交互尋問方式で行うこととした。

5 現地セミナー

日本において、前記のような教材作成や現地セミナーの構成について検討しているころ、カンボジアでは、2005年5月23日から JICA 短期専門家として現地赶赴していた三澤教官が中心となり、養成校のヴァン・パン教務部長（当時。現校長。）らと協議の上、養成校側とのスケジュールの調整や、研修生に配布する教材の準備作業を行ったほか、カンボジア側教官との間で、事案の内容や指導方法に関するミーティングを実施するなどしていた。

こうして、関根教官と私が、6月18日夜にプノンペンに入り、翌19日、三澤教官と最終打ち合わせをした後、ようやく、現地セミナーを迎えた。

～6月20日（月）～

8：30～ 開会式

養成校講堂において、ヴァン・パン養成校教務部長（現校長）司会進行の下、開会式が開催された。テップ・ダロン学院長が開会の辞を述べ、キム・サタヴィ校長（当時）からも挨拶があった。壇上には青い布がかけられたテーブルが設置されて花が飾られるなど、日本でする模擬裁判よりも、盛大であった。

日本側からは、力石寿郎 JICA カンボジア事務所長、カンボジア日本大使館後藤文男一等書記官、合澤栄美、JICA カンボジア事務所員も出席した。他のドナー関係者として、フランスの養成校常駐専門家であるミシェル・ボニユー氏などが出席した。



その後、ヴァン・パン教務部長から、現地セミナーの趣旨・日程等について研修生らに対して説明がなされた。

10:30～ 講義（関根教官）

「新民事訴訟法における争点整理の意義について」

開会式に引き続いて、講堂において、関根教官が、まず、カンボジア民事訴訟法草案に基づいた第一審手続の流れについて講義をした。今回の模擬裁判は、原告・被告の本人尋問を実施する第1回口頭弁論期日から始まることとしたため、その期日までの、訴えの提起や弁論準備手続などについて説明をした。

そのほか、本件では、原告が、被告が原告に対して1500ドルを支払うという判決を求めており、その根拠となる権利は、貸金返還請求権であり、裁判所は、原告の被告に対する1500ドルの貸金の返還請求権の成否について判断を示すことになることを説明した。そして、権利の存否を確定するためには、その権利を発生させるために必要な事実が存在するの否かという形で判断するほかなく、貸金返還請求権であれば、

- ① 消費貸借契約の締結（目的物を貸すことと同種同等物を返すこと、その返還時期についての合意）
- ② ①の合意に基づく目的物の引渡し
- ③ ①で合意された返還時期の到来

の事実が存在すれば、権利が発生することを説明した。

そして、裁判所は、裁判所は証拠に基づいて事実を認定しなければならないことや、裁判所において当事者が自白した事実及び裁判所に顕著な事実が証拠による認定を要しないことを説明した上で（カンボジア民事訴訟法草案第123条第1項及び第2項）、本件事案においては、被告は、原告主張の請求の根拠となる事実をすべて否認しているため、顕著な事実である時期の到来（③）以外はすべて立証が必要となることを説明した。そして、当事者が主張している貸付の経緯等に関する事実について、請求の根拠となる事実の存否との関連でどのような意味を持つのかを検討する必要があることなども説明した。

研修生からは、「弁論準備手続において証拠を調べることができるのか」⁹という質問があった。カンボジアの現行実務においては、口頭弁論前に調査手続という手続があり、そこではあらゆる証拠調べが可能である¹⁰。そこで、再度、カンボジア民事訴訟法草案第106条を示した上、本来、証拠調べは口頭弁論で行うべきであり、弁論準備手続において

⁹ カンボジア民事訴訟法草案第106条「裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する決定その他の口頭弁論の期日外においてすることができる決定をすることができる。また、争点及び証拠の整理を行うのに必要な限度で、文書の証拠調べをすることができる。」

¹⁰ カンボジアの現行の実務では、訴え提起→訴状審査→訴状適法→和解の試み→和解不調→調査（調査裁判官が物的証拠・人証を調べて、その結果を調査報告書にまとめて裁判所長に報告）→裁判所長が口頭弁論・判決を担当する裁判官に事件を配点→口頭弁論 と言われている。調査担当裁判官と口頭弁論・判決担当の裁判官が同じであることもあるらしい。

人証調べをすることは許されないが、文書の証拠調べについてのみ、弁論準備手続においても、争点整理に必要な限度でできることを説明した。

そのほか、研修生らの質問内容や反応を見ていると、民事訴訟手続自体については、一応理解できているようにも思われた。一方、講義の後半部分の、証拠に基づく事実認定などの部分については、研修生から質問がなく、研修生がこの点については十分イメージを持っていないのではないかと思われた。このことは、午後から始まる、グループ討論においてより明らかとなった。

14:00～ 研修生による模擬裁判記録の検討・争点整理



午後からは、研修生合計65名を6つのグループに分け、グループごとに、教室・会議室などに分かれてディスカッションを行わせることとした。

記録中に現れる事実のうち、原告に有利な事実・被告に有利な事実を抽出すると共に各事実を立証するための証拠を挙げさせるという課題を与え、その検討結果をレポートにまとめるという作業を行わせた。

日本人専門家、養成校及び弁護士養成校の教官も、複数人でグループを作り、担当するグループの議論を見て回った。

後日、カンボジア法曹養成共同研究会からも指摘を受けたが、間接事実を積み重ねることにより主要事実を認定するという教材は、研修生たちにはやや高度に過ぎた。午前中の講義において、本件では、最初に、貸金返還請求権が認められるための主要事実（カンボジア民法草案を前提にすると、①貸与及び返還、返還までの期間の合意、②合意に基づく引渡し、③期間の経過、となる。）を説明し、本件ではこれらの事実について被告が争っていることを確認した上で、当事者の主張から原告に有利な事実（すなわち主要事実の存在を推認させる事実）、被告に有利な事実（すなわち主要事実の存在の推認を妨げる事実）を抽出するという作業を行う旨説明をしたが、その意味が十分理解できていない研修生が多

かった。

そこで、指導側からは、「書証の内容をよく検討し、書証から認められる事実としてどのような事実が主張されているか」という視点から記録を見るようにとアドバイスをし、原告の預金通帳（XE2）を例に挙げ、これによれば、貸付があったとされる日に原告の預金口座から原告主張の貸付相当額が引き出されており、これを原告が自己に有利な事実として主張していることを説明し、順番に質問を發して議論を導くなどしたところ、ようやく、研修生たちも、何を求められているのかを理解し、事実が指摘され、それが原告あるいは被告に有利である旨、活発に議論がなされるようになった。

～6月21日（火）～

8：30～ 研修生による模擬裁判記録検討・争点整理（続き）



前日の作業を継続し、正午までに各グループともレポートを提出した。

14：00～ 上記レポートの翻訳、内容検討・講評準備

諏訪井廉専門家、坂野一生専門家、現地アシスタントらが分担して、レポートの翻訳をした。

その後、日本人専門家、養成校・弁護士養成校教官とで、自己が担当していたグループの議論の内容やその問題点、レポートの内容やその問題点についての検討会を開いた。

養成校・弁護士養成校教官らからは、

- ・ 研修生たちは何をすべきか当初理解できていなかった
- ・ 研修生たちは事実を指摘することはできたが、それがどの程度重要かどうかの判断ができなかった
- ・ 研修生たちは、事実は一つしかないと考えているため、当事者の主張す

る事実を評価しようとしていた

旨のコメントがあった。そして、教官自身も、これらの点について、必ずしも十分理解できていないことがうかがわれた。

そこで、当初は、間接事実がどのように主要事実を認定するのに役立つかなど、本件教材における事実認定の構造について講評するつもりであったが、方針を変え、間接事実について共通の認識を持つことと、間接事実について当事者の認否を検討すること、争点は何かについて共通認識を持つことを、翌日の講評の達成目的とすることとした。

～6月22日（水）～

8：30～ 研修生によるレポート発表・講評

私の司会進行により、前日に研修生らから提出を受けたレポートを講評することとした。その際、一方的に指導者側から講評を加えるのではなく、各グループごとに時間を配分し、その時間内で検討結果を要領よくまとめることを求めた。研修生からの発表を取りやめ、すべてを講評にあてることも検討したが、研修生たちが主体的に発表し、他の研修生に説明してその質問を受けるなどの過程を経た方が、迂遠かもしれないが、結局は、理解につながると考えたからである。

レポート発表においては、各グループを代表した研修生1名が、順次、グループ内で検討した原告に有利な事実及び被告に有利な事実を摘示し、その思考過程や理由などを説明した。そして、指導側が、その説明に現れた間接事実をホワイトボードに列挙した。

研修生たちの発表は、やや長くなりがち傾向はあったものの、堂々としたものであり、頼もしいものであった。また、各グループの発表に対する質疑応答も積極的になされ、活発な意見交換となった。

各グループが発表を終え、研修生らが挙げた間接事実について共通認識を得た後、これらを分類すると、借用証の作成経緯、原告から被告への金銭授受、貸付に至った経緯、被告の経済状況に分けることができ、これが争点となることについても共通認識を持つことができた。その後、研修生らの理解を確かなものとするため、日本人専門家が、検討結果を整理した上で表を作成して、研修生に配布した。

14：00～ 講義

関根教官及び神木専門家が、翌日から始まる模擬裁判に備えて、「口頭弁論手続について」「尋問・訴訟指揮における留意点等」について、講義をした。

まず、関根教官が、カンボジア民事訴訟法草案で求められている弁論準備手続の結果陳

述¹¹や、証拠調べの手続（人定質問、宣誓、質問の制限、異議¹²）などについて説明をしたほか、最終弁論、口頭弁論の終結など¹³についても説明した。また、神木専門家が、尋問においては、証人には一問一答式で質問すべきであることや、誘導尋問・誤導尋問についての説明、異議の方法についての説明などを行った。

講義内容は、具体的で技術的であったためか、研修生たちの関心は高く、活発に質問がなされた。

～6月23日（木）～

8：30～ 研修生による尋問事項検討

抽選により、既に分けられていた6つのグループの役割分担（裁判官役、原告代理人役、被告代理人役をそれぞれ2つずつ）を決定し、2つの裁判体を構成した。

そして、当事者代理人グループは詳細な尋問事項の検討、裁判官役のグループは手続進行の手順についての準備と尋問事項の検討をそれぞれ行った。この検討作業についても、日本側の専門家とカンボジア側の教官とが担当グループの指導を行い、質問に答えるなどした。

尋問事項の検討については、原告代理人役・被告代理人役いずれのグループも、スムーズに検討が進んでいるように思われた。裁判官役グループについては、弁論準備手続の結果陳述も裁判官に担当させることとしたため、戸惑いが多かったが、指導者側から、事件の概要や当事者の主張の要旨、争点等を明らかにすればよい旨アドバイスをしながら¹⁴、口頭弁論での式次第を作成させた。

14：00～ 模擬裁判（交互尋問）

原告本人役は私が、被告本人役は三澤教官が担当した。

配席等については、日本人専門家は特段指導せず、カンボジア教官・研修生に任せたところ、次の図のようになった。

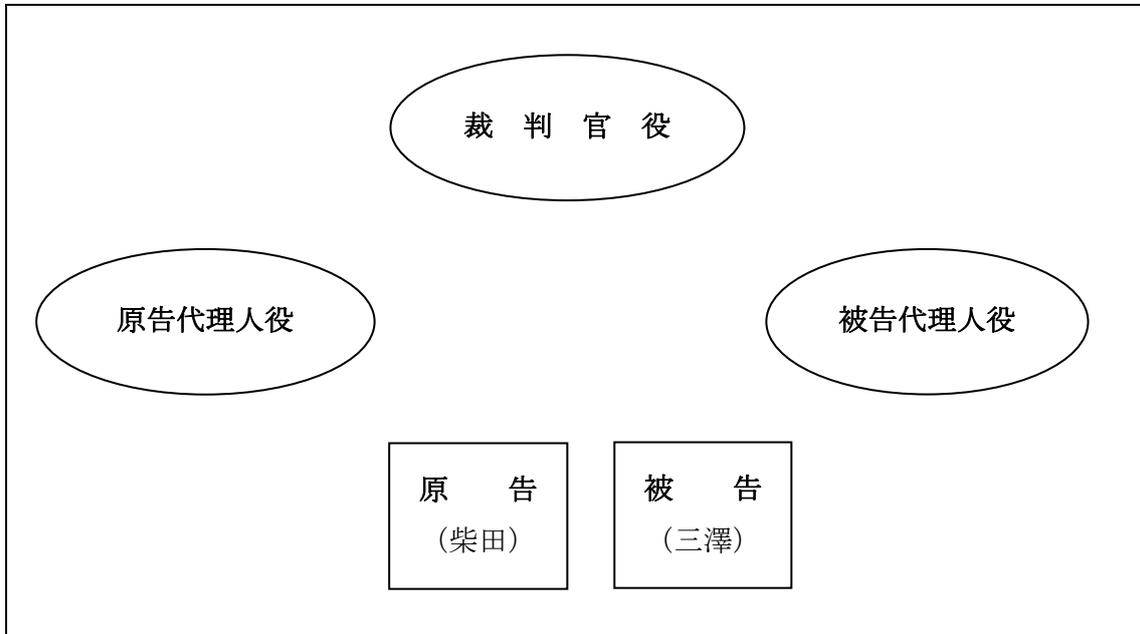
¹¹ カンボジア民事訴訟法草案第116条第1項「当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。」参照。なお、カンボジアでは、弁護士数が少なく、訴訟の大半が本人訴訟となる可能性が高く、当事者が弁論準備手続の結果を陳述することは実務的に期待できないと思われたことから、現地セミナーにおいては、裁判所が代わって行い、両当事者に異議がないかどうかを確認させることとした。

¹² カンボジア民事訴訟法草案第139条は、日本民事訴訟法規則第115条、117条と同様の規定をおいている。

¹³ 本人尋問については、宣誓義務に関する証人尋問の規定は準用されていない（カンボジア民事訴訟法草案第141条参照）。

¹⁴ カンボジア民事訴訟法草案第2項「第1項の陳述は、口頭弁論におけるその後の証拠調べによって証明すべき事実を明らかにしなければならない。」参照。

法廷のようす
(壇上)



一般席(壇下)

模擬裁判は講堂で実施し、法廷は壇上に設定されていた。

私と三澤教官が、講堂の壇下に設定されている一般席に着席していたところ、裁判官役研修生が入廷し、原告・被告が一般席に着席したままの状態、口頭弁論が開始された。

冒頭の手続については、弁論準備手続の結果陳述について指導したほかは研修生に委ねたところ、口頭弁論の開催宣言、事件番号、当事者及び代理人の紹介、請求内容や裁判官の構成の紹介、原告と被告の人定質問、それから弁論準備手続の結果陳述という順に口頭弁論が進められた。

人定質問においては、氏名・年齢・職業・住所に加えて、両親の氏名や婚姻歴まで尋ね

られ、予期していなかったため戸惑ったが、確かに、カンボジアの実際の判決書には、両親の氏名や当事者の婚姻暦も記載されているから、それがカンボジアの現行実務なのであると思われた。

その後、本人尋問が開始されたが、本人の宣誓は行われなかった。カンボジアの現行実務では、本人尋問の際には宣誓を実施していないからであると思われた¹⁵。



尋問においては、尋問の目的が意識されておらず、当該人証により何を立証しているのかを考えずに漫然と尋問を行う傾向があった。

例えば、本件では、借用証（XE1）に金額欄の記載がないが、それにもかかわらず原告はこれを自らの主張する貸金の証拠として提出している。そうすると、原告は、金額の記載がないにもかかわらず借用証が貸金の証拠であることについて、人証により立証する必要があることになり、原告本人の主尋問により借用証の作成経緯等についての原告の主張の事実を立証する必要がある。ところが、研修生にはそのような意識はなく、原告本人の主尋問で借用証の作成経緯が全く質問されなかった。借用証の作成経緯という争点が借用証の証拠価値を評価する上で必要であるという認識が乏しい上、書証等によっても明らかとならない事実について、本人供述も含めた人証により立証するという発想になじみがなく、主尋問において自らの主張する事実が明らかになるように尋問を組み立てることが困難であったものと思われた。

この日は、裁判体1の本人尋問を終え、裁判体2の原告の主尋問まで終了した。

～6月24日（金）～ 交互尋問

¹⁵ カンボジア民事訴訟法草案第140条第1項は「裁判所は、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。」と規定し、同草案第141条第1項は、宣誓義務等に関する証人尋問の規定の適用は除外している。



裁判体1・2を通じての感想であるが、研修生たちは既に裁判実務を見てきているせいか、訴訟指揮はなかなか堂々としていた。特に、弁論準備手続の結果陳述は、民事訴訟法草案において初めて採用された制度であり、研修生にとっては未知のものであったにもかかわらず、日本側の専門家の講義及びカンボジア側教官の補足説明を踏まえて、弁論準備手続においてなされた主張や証拠の弁論への上程や争点の確認を行っていた。

裁判体1・2を通して、交互尋問においては、いわゆる異議（質問制限の職権発動を求める申立）の応酬が目立った。代理人役研修生は、自分に不利な質問が相手方からなされるとすぐに異議を出す傾向が見られ、しかも、明文で定められた質問制限事由を意識しないものが多かった。また、裁判官役研修生も、異議に対して明確に判断を示すことなく、「争点に関係のある質問をして下さい」などと言ってごまかすことが多かった。しかし、交互尋問になじみがなく、異議についてもほとんど知識がないという現状からすれば、やむを得ないことであると思われた。

また、裁判官役研修生は、重複尋問の異議を安易に認めながら、「裁判所はすべての事実を知りたい。」などと述べて補充尋問で自ら当該事項についての質問をしたり、争点と無関係な質問をするなどしていた。当事者主義を前提とする交互尋問における補充尋問のはずであったが、職権主義からの発想の切り替えができなかったのだと思われた。

裁判体2の尋問は長くかかり、1日を使ってようやく裁判体2の尋問もすべて終了した。

～6月25日（土）～

8：30～ 尋問についての講評



木内秀行弁護士の司会進行により、尋問についての講評が行われ、実際になされた尋問をいくつか取り上げてその問題点を具体的に検討し、争点を意識し、目的を持って尋問を行うべきことをわかりやすく説明した（詳細については、木内弁護士に譲る。）。

14:00～ 最終準備書面・判決書起案

原告代理人役・被告代理人役・裁判官役グループに分かれ、各グループごとに最終準備書面・判決書の起案を行った。日本人専門家、カンボジア側教官は、各グループの起案に関してアドバイスをし、質問に答えるなどしたが、起案時間が限られていたため、起案内容に関する問題点については積極的に助言はせず、後日に予定されている講評においてまとめて指導することとした。

～6月26日（日）～ 休み

指導側は、最終準備書面・判決書の翻訳にあてた。

～6月27日（月）～ 休み

日本人専門家は、起案講評のための検討会を開いた。

これまでも述べたように、研修生たちに間接事実の積み重ねにより主要事実を推認するという考え方がないことは、判決書や最終準備書面の書き方にも現れていた。

本件は、原告と被告の言い分が真っ向から食い違っており、決定的な書証もないという事案であった。したがって、最終準備書面においては、それぞれ争点について自らの主張が証拠に裏付けられていて合理性があることを積極的に主張する必要があるとし、判決においては、争点について、原告の主張、被告の主張のいずれを信用するかについての判断

を示した上で結論を出す必要があると思われた。しかしながら、原告・被告の最終準備書面のいずれも、自らの拠って立つ主張が証拠により裏付けられていることを示すものではなく、排斥する方の主張の不合理性のみを指摘するという特徴が見られた。判決書については、いずれのグループも棄却判決であったが、原告の主張の不合理的な点を挙げるだけで、争点について証拠に基づく判断を示した上で、結論を導き出すものではなかった。研修生によるグループ・ディスカッション、レポート作成と発表、これに対する講評というプロセスを通じて、争点を明確化し、争点の所在についての共通認識を形成することを図ってきたが、間接事実から主要事実を推認するという発想がないために、間接事実レベルの争点が結論にどのように関わってくるのかを意識できなかつたものと思われた。

また、研修生の起案した判決書や最終準備書面においては、原告・被告の言い分について、これを補強する書証や第三者証人が存在するか否かを検討するという手法で事実認定が行われており、原告・被告の本人供述をそれ自体独立の証拠方法として認識し、書証や証言のない事実について本人供述から認定することや、その前提として、本人供述の信用性を吟味するという考え方が乏しいことがうかがわれた。

～6月28日（火）～

8：30～ 最終弁論

14：00～ 判決言渡し

裁判体1・2とも、原告の請求を棄却するとの内容であった。

～6月29日（水）～ 起案講評

三澤教官の司会進行により、全起案に共通した問題点（民法草案の理解が誤っていること、主張と証拠の峻別の理解が不十分であること等）に関して指摘した後、各起案について講評をした。その際、できるだけ研修生から発言させるようにし、双方向的な議論を心がけた。

～民法草案の理解について～

例えば、民法草案では、消費貸借契約について、貸主・借主の合意により成立するとし、契約書を作成することを要求していない¹⁶。しかし、現行のカンボジア政令第38号57条は、消費貸借契約

¹⁶ カンボジア民法草案第575条「消費貸借とは、貸主と呼ばれる当事者の一方が金銭、食料品、粗その他の代替物を、一定の期間、借主と呼ばれる他の一方の自由な利用に委ねる義務を負い、借主が、その期間が経過した後に、借主から受領した物と種類、品質及び数量が同等の物を貸主に返還する義務を負う契約をいう。」、同草案第576条「消費貸借契約は、貸主と借主

は書面でなされなくてはならないと定めている。研修生に対しては、繰り返し、民法・民事訴訟法両草案に基づいて模擬裁判を実施する旨説明したが、研修生の判決起案（請求棄却）では、適式な契約書が存在しないので消費貸借契約は無効であるとしているものがあり、消費貸借契約＝契約書作成という固定観念から逃れることができないようであった。

このことから明らかなように、今後、養成校における指導においては、新法と従来の規定や実務との相違点を強調しながら指導する必要があることを痛感した。

～主張と証拠の峻別について～

本件では、直接証拠が原告本人供述あるいは被告本人供述しかないという間接事実が多くあったが、研修生の起案では、例えば、「書証も第三者証人もいないので、被告が借用証を破った事実は認められない」としてそのような事実を認定できないと判断する例が多かった。しかしながら、これでは書面が作成されず、客観的な第三者も立ち会わずに行われた事実については、およそ認定される可能性はないことになる。また、このような場合に、間接事実から推認するという方法もそれほど採られていないと思われた。

日本的な真実発見という観点からは、このような事実認定はきわめて不合理であるが、研修生たちは、書証、第三者証人がないという一事をもって事実主張を排斥することに違和感がないように見受けられた。また、研修生の説明によれば、信用性のない供述（おそらくは書証と整合しない供述）は、そもそも証拠としての価値がないとの考え方であり、相反する証拠のうち信用しない方は証拠ではないのであるから、いずれを信用し採用するかという問題が起こることがないようである。これでは、証拠の信用性判断はまさにブラックボックスの中で行われていることになる。

研修生が上記のように考える背景には、契約には常に契約書を作成するという慣行が存在するのかもしれない。また、日本の実務とは異なり、本人の供述を重視しないという文化が存在するのかもしれない。さらには、書証や第三者証人がないという事実をもって事実主張を排斥するという実務もあり得る。したがって、一方的に日本の方法押し付けることはできない。

したがって、今後、カンボジアが、新法に基づいた民事裁判においてどのような実務を選択するのか、カンボジア教官と協議をすることが、研修生に対する指導の前提となることを痛感した。

～研修生からの謝辞及び学院長からの挨拶～

の合意のみによって成立する。」参照（なお、条文番号については、2005年6月当時。その後の条文修正等により、条文番号は現在のものと異なっている。）

講評の最後に、研修生の代表者から謝辞が述べられた。そして、ヴァン・パン校長、テップ・ダロン学院長から、閉会の挨拶があり、テップ・ダロン学院長は、現行の実務から新しい法律に基づく実務への発想の切り替えが重要であるなどと述べた上、日本側に対する謝辞が述べられた。

6 最後に

模擬裁判は、研修生たちには新鮮だった様子で、好評だった上（資料3：アンケート参照）、研修生に対して新法の手続を模擬体験させ、教官たちに指導方法を学んでもらうなどの目的も、一応達成することができた。養成校と連携しての事務手続も比較的スムーズに行われ、予定どおり進行することができた。

今回のセミナーを通じて、研修生の草案に対する理解の程度や、現行手続に関する知識を前提とした発想方法について、認識することができた。そして、今後、間もなく成立する民法・民事訴訟法両草案に基づく民事裁判実務を教えるには、その前提として、どのような実務を確立していくべきかをまず考える必要があること、それはカンボジア側の手により行われなければならないことも痛感した。

カンボジアにおける法曹養成は始まったばかりであり、カンボジアの法曹養成に対する日本の支援のあり方について、試行錯誤を繰り返しているところである。今回の現地セミナーにおける経験を生かし、カンボジアに民法・民事訴訟法両草案に基づく裁判実務が定着するよう、そして、優秀な法曹が数多く出現するよう、これからも努力したい。

参加者リスト

日本側専門家

三澤あずみ(国際協力部教官)

関根澄子(同上)

柴田紀子(同上)

神木篤 JICA 長期専門家(法整備支援プロジェクト)

坂野一生 JICA 長期専門家(同上)

木内秀行弁護士(日本弁護士連合会。6月23日～6月25日の参加。)

カンボジア側教官

養成校教官6名(一部弁護士養成校教官も兼任)

Mr. VANN Phann

Mr. YOU Bun Leng

Mr. SOM Seryvuth

Mr. MONG Monichariya

Mr. SALY Theara

Mr. PEN Pichsaly

弁護士養成校教官5名

Mr. HENG Poug

Ms. CHREA Dalya

Mr. YIM Sary

Mr. MOM Luch

Mr. SUOUG Sophal

研修生合計65人

養成校50人

弁護士養成校15人

通訳

諏訪井廉 JICA 短期専門家(日本語・クメール語)

現地アシスタント2名(英語・クメール語)

(なお、坂野一生専門家にも随時御協力いただいた。)

資料2

現地セミナー(合同研修)日程表

月 日	曜	8:30	12:00	14:00	17:00	備考
6 /月 20		8:30	オリエンテーション・講義 講義内容「新民事訴訟における争点整理について」(仮) 関根澄子法総研教官(予定)	14:00	模擬裁判教材の検討・争点整理 (グループ討論・レポート起案)	
6 /火 21		8:30	模擬裁判教材の検討・争点整理 (グループ討論・レポート起案)	14:00	模擬裁判教材の検討・争点整理 (レポート発表準備等)	
6 /水 22		8:30	模擬裁判教材の検討・争点整理 (レポート発表・講評)	15:00	講義 講義内容「尋問・訴訟指揮における留意点等」(仮) 神木篤JICA長期専門家(予定)	
6 /木 23		8:30	交互尋問準備 (グループ討論)	14:00	交互尋問1(第1グループ)	
6 /金 24		8:00	交互尋問(第1・第2グループ)	14:00	交互尋問(第2グループ)	
6 /土 25		8:30	交互尋問についての講評	10:30	最終準備書面・判決書起案 (グループ討論・レポート起案)	
6 /日 26		休み				
6 /月 27		休み				振替
6 /火 28		8:30	最終意見陳述	14:00	判決言渡し	
6 /水 29		8:30	判決起案等についての講評	14:00	判決起案等についての講評	

2005年6月20－29日実施模擬裁判

研修生アンケート

1. 理解度について

- (1) 民事訴訟法草案による基本手続
- | | |
|-----------|------|
| 理解できた。 | = 49 |
| 理解できなかった。 | = 04 |
- (2) 交互尋問の方法
- | | |
|-----------|------|
| 理解できた。 | = 53 |
| 理解できなかった。 | = 01 |
- (3) 事実認定の方法
- | | |
|----------|------|
| 理解できた | = 50 |
| 理解できなかった | = 04 |

研修生からのコメント（抜粋）

- ・ 主張と証拠の違いがよく分からない。
- ・ 6月20－29日の合同研修後、学校で学習したよりも理論をよく理解できた。

2. グループディスカッション及び報告書、書類作成（複数回答可）

- | | |
|------------------------|------|
| 他の学生との議論を通じてよりよく理解できた。 | = 43 |
| 各グループの学生数が多かった。 | = 10 |
| 何を議論し、報告すべきか理解できなかった。 | = 12 |

研修生からのコメント（抜粋）

- ・ グループディスカッションで様々な意見をまとめ、良い意見に達することができた。
- ・ 最初、報告書に記載すべき内容が分からなかったが、ディスカッションの後で分かり、事実について詳細な議論を行った。
- ・ この模擬裁判は、司法官職養成校と弁護士養成校が協力して解決方法を見つけるために非常に重要である。

3. 交互尋問

交互尋問は役に立った	= 50
交互尋問は役に立たなかった	= 03

研修生のコメント

- ・ 新民事訴訟法草案を理解するために、これは学生にとって最良の経験であった。
- ・ この活動は知識を深め、実務を知るために効果的であり、将来の裁判官又は検察官にとって重要な経験となった。

4. (1) 講義及び講評 (2) グループディスカッション (3) 交互尋問の練習の時間配分

(1)から(3)の時間配分は適切であった	= 46
(1)から(3)の時間配分は不適切であった	= 04

回答が「時間配分は不適切であった」である場合、次の質問に回答して下さい。

講義及びコメントセッションは長すぎた。	= 02
グループディスカッションは長すぎた。	= 04
交互尋問は長すぎた。	= 11

5. 模擬裁判教材 について

理解できた。	= 43
理解できなかった。	= 0
複雑すぎた。	= 15
簡単すぎた。	= 01

研修生のコメント (抜粋)

- ・ 講師は、事案の結論を説明すべきであった(どちらの当事者が勝ったのか? 判決文の正否は?) この事件が日本で起きたのであれば、その判決を教えて欲しい。
- ・ この事案は、両当事者にとって公平な解決策を見出すのが複雑である。

カンボジア王国王立司法官職養成校 民事模擬裁判に参加しての感想

弁護士 木内 秀行

2005年6月20日より29日まで、カンボジア王国王立司法官職養成校（以下「司法官養成校」という。）の民事模擬裁判が行われた。当職は同年6月22日より25日までプノンペンに滞在して交互尋問の準備における司法官養成校研修生に対するアドバイス並びに交互尋問の傍聴及びその講評を担当させていただいた。

6月22日夕刻に当職がプノンペン到着後、法務省法務総合研究所（以下「法総研」という。）三澤教官及び柴田教官並びに JICA 専門家坂野氏とともに日程の確認、これまでの進行状況及び今後の進め方について協議を行った。6月20日から22日までの間、法総研関根教官による争点整理に関する講義や JICA 専門家神木弁護士による尋問・訴訟指揮に関する留意点に関する講義が行われるとともに、研修生によるグループディスカッションの形式による教材にかかる事案分析・争点整理が行われ、事案における争点及び原告に有利な事実や被告に有利な事実を整理したメモ（以下「争点・事実整理メモ」という。）がすでに作成されていた。私が事前に柴田教官から送付を受けていた事件記録と照らし合わせると、当該メモは本件に必要な主張をほぼ網羅しており、後は当該メモに指摘された事実をもとに裁判官を説得するため研修生がどう工夫してくるかを楽しみにしていた。

6月23日、午前8時より8時30分まで、関根教官による口頭弁論手続の概略の説明の講義がなされた後、午前中（午前9時から正午まで）に、上記争点・事実整理メモをもとにした尋問事項の作成が、各グループに分かれてグループディスカッションの形式で行われた。2グループにつき3名ないし4名の指導者がつき、適宜質疑応答が行われた。私が付いたグループでは、特に指導者に対する質疑応答は行われなかった。他のグループでは指導者との質疑応答が行われたが、それは訴訟の手續上の事項についての質疑応答であり、尋問事項の内容についての質疑応答はなかったようである。グループによるばらつきはあったものの、各グループは概ね時間内に尋問事項を作り上げたようであり、中には早々に議論を切り上げて教室を出るグループもあった。事件の内容を見ると、午前中だけで尋問事項を作成するのはちょっときついかなどと思われ、また自らの法的主張を基礎付けるためにどのような事実を重点的に聞けばよいかなど、尋問事項の内容についての質問がみられなかった。そのため、尋問事項が議論により練られて作成されたかどうかについて若干の疑念と心配があったが、それは当日午後の交互尋問で見事に的中するのである。

6月23日午後及び24日終日に渡り交互尋問が行われた。研修生にとっては交互尋問は初めての経験であったが、特に堅くなる様子もなく、割合よどみなく聞いているようであった。また、裁判所の弁論準備手続の結果陳述は、きちんと争点を示して良くできていた。しかしながら、尋問の内容については、以下の点を指摘することができる。即ち、技術的な面からすると、(1)重複質問が多い、(2)一つの質問で二つ以上の答えを要求して長い質問を行っている。その結果、質問を受けている本人は何を答えて良いのか混乱し、かつ、誤導尋問となっている、(3)書証に関して言及して尋問する際に、書証を証人に示していない、(4)相手の尋問に対して異議を述べるときに、異議事由を端的に示さず、異議事由となる事由（例えば、重複尋問、相手を困惑させる尋問等）と関係ない事項を延々と述べて異議を述べ、これに対して相手の代理人がまた異議事由と関連しない事項を延々と述べ、最後は代理人同士の議論になってしまう、(5)尋問の場で代理人が自分の意見を滔々と述べてしまい、証人に事実を聞かない、(6)証人に対して証人の意見を聞いてしまう、(7)誘導尋問や誤導尋問、重複尋問の時に異議をタイミング良く述べない、(8)証言対象を特定しないで尋問をする（例えば、「銀行に行ったかどうか」を聞くに当たり、それが結局どの銀行か「プノンペン銀行」か、「カンボジア銀行」かを明らかにする質問をしていない。）等、数え上げるときりがないほど指摘すべきポイントがあった。しかし技術的な点の習得には実務での慣れなど一定の経験も必要なのでやむを得ないかとも思える。むしろ問題なのは、自らの請求を基礎付けるための事実は何で、それを証明するため証人から何を聞いたらいいいのか、という根本的な問題意識が研修生の中に希薄だったことである。具体的には、(1)本件の最も重要なポイントとなっている事項（書証の成立過程）についての尋問が十分になされず、逆に立証に関係のない事項についての質問が多い。(2)準備書面に記載されている間接事実であって、書証により証明されていない事項についての尋問が漏らされている。(3)せっかく「争点・事実整理メモ」で、必要な間接事実がリストアップされているにもかかわらず、当該事実が十分かつ詳細に聞けておらず、事前に争点・事実整理をした意味が失われている。研修生にとっては初めての試みだったのでやむを得ない点もあっただろうが、もっと午前中の尋問事項検討でしっかり上記の根本的な問題意識をもって尋問事項を詰めていればこんなことにはならなかっただろうにと思った。ここで私は、尋問技術云々という細かい問題よりは、むしろ自らの請求を基礎付けるための事実は何で、それを証明するため何を証人から聞くか、言い換えれば「目的を持った証人尋問」という根本的観点を軸にすえたレベルの講評をせざるを得まいと感じた。

関根教官が書記官役として尋問内容を全てパソコンに入力してできあがった尋問調書を、交互尋問の終了後三澤、関根及び柴田の各教官、神木弁護士、坂野専門家並びに当職が集合した上で検討し、この尋問はどこに問題があるか、そのときの裁判所の態度はどうであったか、そのとき結局どうすればよかったか、どのように、何を聞けば良かったかを徹底的に議論した。民事模擬裁判傍聴及び尋問事項の検討を通じて私が感じたことは、研修生が訴訟物—主張—立証のピラミッド構造を十分理解しておらず、そのため、当事者が自分の主張を認めてもらうために何を立証すべきかを十分わかっていないのではないかとということであった。それゆえ、私としては、主張と立証の関係を理解した上で当事者が自分の主張を基礎付ける

ために証人から事実を引き出すという尋問の目的を明確に意識して尋問を行うべきであることを軸にすえて講評をすることを考えていた。そこで、講評の中身としては、(1)尋問の目的を明確にすること、(2)主張と証拠の峻別を明確にすること、(3)証人尋問では、その人証でなければ立証できないことを聞くこと、(4)その他尋問に関する技術上の注意、という四つの柱を講義の柱として立て、これに沿って個々の尋問の問題点を具体例として配列しつつ説明する、という方針で講評を行うことが定められた。また、講評の方式としては、(1)講評の司会及び主たるコメンテーターを当職が行うが、当職の他、三澤、関根及び柴田の各教官、並びに神木弁護士及び坂野専門家の6人で、パネルディスカッション形式で講評を行い、各人が随時思い思いのことを述べ、かつ(2)講評の際には研修生を指名するなどできるだけ研修生に参加してもらい、インタラクティブな形で活気のある講評を行うこととされた。

6月25日午前8時30分より正午まで、交互尋問の講評が上記の通り当職を司会及び主コメンテーターとしつつパネルディスカッションの形で行われた。始めに関根教官が手続面での講評を30分ほど行い、その後尋問の内容面についての講評が上記の形で行われた。当職が講評を行うに当たっては、この事件で最も重要な証拠は何か、なぜその証拠が重要か、その証拠にはどのような問題点があってそれほどのようにして補うことが必要か、といった事項をまず学生に質問し、学生の答えを元にしながら講義を行う方式をとった。そのため、講義が一方通行になることなく、研修生が講義に主体的に参加しかつ熱心に聴講することとなったと考えられる。また、パネルディスカッション形式を採った結果、随時各パネラーが適切な発言を行い、意義のあるコメントを研修生が聞くことができた。新民事訴訟法の条文を持っていない学生がたまにいたり、携帯電話を講評中に鳴らしたり、よそ見をしたりしている学生がいたりとし少し失望する場面もあったが、全体としては聴講態度は熱心であったと言えよう。

今回の民事模擬裁判は研修生にとっては初めての経験であり、なかなか大変だったと考えられる。しかし、しっかりした日程管理及び指導のもと、充実した争点及び事実整理の訓練、並びに尋問の訓練ができたものと考えられる。また、司法官養成校の企画に弁護士養成校の研修生が参加したことは、日本の司法修習のように法曹一元を徹底した形での修習が行われていないカンボジアにとっては、法曹一元の意識を養うのに良い経験であったと思う。私の講評を聞いた人たちがカンボジアにおける法の支配を支える即戦力として人権擁護のために働いてくれるかと思うと喜びに耐えない。また、今回一緒に仕事をさせていただいた三澤、関根及び柴田教官、並びに神木及び坂野専門家には大変お世話になり感謝している。またいつの日か同様の仕事の機会があることを楽しみにしつつ筆をおく。